

平成 21 年 8 月

「三重県低入札価格調査実施要領」及び「公共工事に係る最低制限価格の運用について」の取り扱いについて

積算基準（電気通信編）（平成 21 年 7 月制定：三重県）の定期改定に伴い、低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定式を下記のとおり運用することとします。

記

1．低入札価格調査基準価格の算定式、および公共工事に係る最低制限価格の算定式について

電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）における、「機器費」を「機器単体費」に、「技術者間接費」を「機器間接費」に読み替えるものとする。

なお、土地改良工事積算基準などの従来積算体系をとっているものは、読み替えの対象としないこととする。

（現行）

$$P = \{ \text{機器費} \times 0.81 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{技術者間接費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3 \} \times 1.05$$

（読み替え後）

$$P = \{ \text{機器単体費} \times 0.81 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3 \} \times 1.05$$

2．適用

平成 21 年 8 月 10 日以降、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知にかかるものから適用する。